

淡路夢舞台におけるホテル及び公共施設群の新たな展開方策等の検討に向けた 基礎調査業務公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

ポスト万博、神戸空港国際化等、今後の大阪湾ベイエリアの新たな展開を見据え、世界的観光・交流拠点として淡路夢舞台をグレードアップすることが求められている。

そこで、淡路夢舞台がこれまで果たしてきた公的な役割や、現代建築としての文化的価値を踏まえながら、今後の新たな展開方策とそれにふさわしい経営のあり方の検討に向けて、必要な基礎調査を実施するものである。

2 応募資格

本業務の受注者を選定するための公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 淡路夢舞台におけるホテル及び公共施設群の新たな展開方策等の検討に向けた基礎調査業務特記仕様書(以下「本業務特記仕様書」という。)
「第2章 5.業務履行に係る条件」に定める以下の条件をいずれも満たすこと。
 - ア PPP/PFI 導入支援業務(指定管理制度、設置管理許可制度、PFI、P-PFI、包括的民間委託などの制度を用いて民間活力を導入するための調査検討業務やアドバイザー業務のことをいう。)を受託した実績があること。
 - イ 業務の実施に際しては、管理担当者1名及び主任担当者を1名以上置くものとし、管理担当者は受注者と恒常的雇用関係にあること。
 - ウ 管理担当者については、コンサルタント業務への従事経験が15年以上あり、PPP/PFI 導入支援業務に従事した経験があること。
 - エ 主任担当者については、PPP/PFI 導入支援業務に従事した経験があること。
- (3) 提案内容の実現のために、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (4) 業務の実施に当たり、事務局との打合せ等に適切に対応することを誓約できること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当する者
 - イ 県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされている者
 - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

3 業務内容

別紙 本業務特記仕様書のとおり

4 提案募集の内容

本業務特記仕様書の「第2章 3.業務の内容」の実施にあたり、次の3つの事項について具体的な提案を求める。

なお、提案に際し、淡路夢舞台の果たしてきた公的な役割や現代建築としての文化的価値を踏まえつつ、淡路夢舞台のホテル及び施設の一体性に留意すること。

ア 令和6年9月と同年12月に関係者との調整を想定していることから、9月には中間成果、12月には成果物の大枠を示した資料が必要と考えている。このことを念頭に置き、
・ の時期にどのような内容の情報を提供できるのか、そのためにどのような方法や手順を進めていくかについて、具体的に提案すること。

イ 活用方策及び持続的な経営を行うためのスキームの検討・整理にあたり、ホテルの活用方策等に関する市場調査をどのように進めていくか、過去の事業実績などを踏まえて具体的に提案すること。

ウ ホテル以外の施設に係る活用方策及び持続的な経営を行うためのスキームの検討・整理をどのように進めていくか、他の事例などを踏まえて具体的に提案すること。

5 提案上限金額

金 25,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

6 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和6年6月24日（月）から同年7月17日（水）午後5時まで

(2) 募集要項等の配付、提出

ア 募集要項等の配付方法

兵庫県ホームページに掲載する。

イ 応募函書の提出方法

事務局に持参して提出すること。受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、土日祝日は除く。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

令和6年6月24日（月）から同年7月3日（水）午後5時まで

イ 提出方法

下記、「ウ 提出書類」に記載の書類一式（以下「参加表明書等」という。）を電子メールにより事務局に提出すること。提出後、電話で受信確認をすること。

電子メールにて提出できない場合には、予め事務局と相談すること。

ウ 提出書類

- (ア) 参加表明書【様式第 1 号】
- (イ) 応募者概要【様式第 2 号】
- (ウ) 会社概要等応募者の概要を説明する書類（会社パンフレット等）
- (エ) 応募者の業務実績【参考様式第 1 号】、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し
- (オ) 管理担当者の略歴書【様式第 3 号】、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し
- (カ) 主任担当者の略歴書【様式第 4 号】、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 6 年 6 月 24 日（月）から同年 6 月 28 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

募集要項の内容に関する質問書（様式第 5 号）を電子メールにより事務局に提出すること。提出後、電話で受信確認をすること。

電子メールにて提出できない場合には、予め事務局と相談すること。

ウ 質問に対する回答

令和 6 年 7 月 3 日（水）までに兵庫県ホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を兵庫県ホームページに掲載する。また、直接業務に関係しない事項に対しては回答しない。

(4) 応募図書の提出

この募集要項のほか、仕様書の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各 9 部（アは正本 1 部、副本 8 部）を提出すること。

- ア 応募申請書【様式第 6 号】
- イ 企画提案書【参考様式第 2 号】
- ウ 工程表【様式第 7 号】
- エ 経費積算見積書【様式第 8 号】
- オ 誓約書【様式第 9 - 1 号】、【様式第 9 - 2 号】
- カ 添付書類

(ア) 定款又は寄附行為

商業登記簿謄本（原本又はコピー、発行後 3 ヶ月内のもの）

前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）

- (イ) 県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類
（兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）

提出の日において発行後 3 ヶ月以内のもの

本県での課税実績はない場合は誓約書【様式第 10 号】

(ウ) 入札参加資格審査結果通知書(兵庫県入札参加資格者名簿に登載されている場合のみ)の写し

(5) 無効となる参加表明書等及び応募図書

参加表明書等又は応募図書が次の条件の一つに該当する場合には無効とすることができる。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項等に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 参加表明書等及び応募図書に記載された内容の変更

ア 参加表明書等の提出後において、原則として参加表明書等及び応募図書に記載された内容の変更を認めない。

イ 参加表明書等及び応募図書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、契約後の配置担当者の変更については、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。

- ・病気により担当者としての職務が遂行できないと判断された場合
- ・当該担当者が死亡した場合
- ・当該担当者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
- ・発注者の責により履行期間延期となった場合
- ・その他、やむを得ない理由による場合

ウ 担当者を変更する場合は、本プロポーザルの応募図書及び本業務特記仕様書に定められた配置予定の担当者に係る全ての条件を満足し、且つ変更前の担当者と同等以上の者を配置しなければならない。

(7) 留意事項

ア 応募する案は各者 1 提案に限る

イ 応募図書は、通し番号を付すこと

ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない

エ 応募図書の制作及び提出に要する経費、ヒアリングの出席に要する経費は、応募者の負担とする

オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する

カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない

キ プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない

ク 参加表明書等により予備審査を行い、参加を認められた者のみ本審査(5者程度)を行うものとする。

なお、予備審査の通過可否は、令和 6 年 7 月 5 日(金)中を目処に、電子メールにて通知する。宛先は、様式第 1 号に記載の担当者あてに送付する。

7 閲覧に供する資料

企画提案書の作成にあたり、下記の資料を事務局にて閲覧に供する。

なお、両資料とも部数に限りがあるため、閲覧を希望する場合には事務局に事前連絡の上、事前連絡の先着順に閲覧させるものとする。

- (1) 「淡路夢舞台建設のあゆみ」平成12年3月
- (2) 「兵庫県企業庁五十年史」平成28年10月

8 審査

(1) 審査の方法

「淡路夢舞台におけるホテル及び公共施設群の新たな展開方策等の検討に向けた基礎調査業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、下表の項目について審査の上、本業務に最適な企画提案を特定する。審査は、提出された応募図書とプレゼンテーションを、社名を伏せて評価する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。

- ア 特定にあたっては、委員が審査基準に従って採点を行い、合計得点が最高点となった者を当選者とする。
- イ 提案価格が異なり、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、提案金額の一番低いところを当選者とする。
- ウ 提案価格が同じで、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、くじ引きにより当選者を決定する。
- エ 次順位の当選者についても決定する。
- オ 合計得点が60%に満たない場合、仕様書の要求水準を満たさない場合は、特定の対象としない。
- カ 特定した者が辞退又はこの募集要項の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次順位の当選者を候補者とする。
- キ 選定委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション等

ア 実施予定日

令和6年7月23日(火)午前

イ 実施場所

兵庫県庁周辺を予定

詳細な日時・場所については、別途案内する。

ウ 内容・資料

プレゼンテーションに使用する資料は、応募図書として提出した資料を基本とする。ただし、プレゼンテーション用にパワーポイント等で補足説明することは可とする。電源以外のプレゼンテーションに必要な機器類は、各自で準備すること。プロジェクタ及びスクリーンについては、事務局で用意する。

プレゼンテーション時間は10分以内、質疑応答時間は10分程度を予定している。

エ 留意点

プレゼンテーション時に自社名を特定できる表現や発言はしないこと。

プレゼンテーションは、配置予定の管理担当者が行うこととし、同席者は配置予定の管理担当者を含めて3名までとする。

【審査項目と配点】

評価項目		評価の視点	配点	
評価項目				
業務実績等（30点）				
業務実績	応募事業者の PPP/PFI 導入支援業務受託実績 ¹ （平成26年度から令和5年度までに受注したものに限る）		10	25
	管理担当者の PPP/PFI 導入支援業務受託実績 ² （平成26年度から令和5年度までに受注したものに限る）		10	
	主任担当者の PPP/PFI 導入支援業務受託実績 ³ （平成26年度から令和5年度までに受注したものに限る）		5	
業務委託費	コストの縮減性 ⁴		5	5
業務内容（70点）				
4 ア	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高いか	10	40
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローに妥当性があるか	10	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高いか	10	
	実施体制	業務内容に適した人員配置がなされているか	10	
	業務の目的が理解されておらず、実施フローや体制、工程表の妥当性が著しく劣る場合は選定しない。		-	
4 イ	的確性	目的、条件、内容の理解度が高く提案内容が的確か	5	15
	有効性	着目点、問題点、解決方法等が適切且つ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたり効果が高いか	5	
	実現性	提案内容に説得力があるか、また裏付ける類似実績などが明記されているか	5	
	業務の適格性や実現性に著しく欠ける場合は選定しない。		-	
4 ウ	的確性	目的、条件、内容の理解度が高く提案内容が的確か	5	15
	有効性	着目点、問題点、解決方法等が適切且つ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたり効果が高いか	5	
	実現性	提案内容に説得力があるか	5	
	業務の適格性や実現性に著しく欠ける場合は選定しない。		-	
合 計			100	

1：実績は、宿泊施設にかかるもの、MICE（MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称）施設にかかるも

の、都市公園にかかるものをそれぞれ1件ずつ記載できるものとし、最大3件まで提出できるものとする。

宿泊施設における実績は4点、MICE施設における実績は3点、都市公園における実績は3点とし、実績に応じて合計する。

2：実績は、宿泊施設にかかるもの、MICE施設にかかるもの、都市公園にかかるものをそれぞれ1件ずつ記載できるものとし、最大3件まで提出できるものとする。また、各実績における配点方法は1と同様とする。ただし、管理担当者（管理技術者）としての実績が確認できるものについては1を、それ以外の場合には0.5を係数として掛けるものとする。

3：実績は、宿泊施設にかかるもの、MICE施設にかかるもの、都市公園にかかるものをそれぞれ1件ずつ記載できるものとし、最大3件まで提出できるものとする。宿泊施設における実績は2点、MICE施設における実績は2点、都市公園における実績は1点とし、実績に応じて合計する。

4：全ての応募者のなかで最も安価な提案額との比較により評価する。また、全ての応募者が提案上限金額である2500万円で提案した際には、一律で5点とする。

計算方法は以下の通りとし、小数点第2位を四捨五入する。

$$\text{点数} = (2500 \text{ 万円} - \text{提案額}) / (2500 \text{ 万円} - \text{全体の最低提案額}) \times 5$$

(2) 審査の結果の通知及び公表

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。また、特定された者の名称及び応募者毎の採点結果（審査項目毎の得点及び合計点）について、兵庫県ホームページにて公表する。

9 業務の内容等

(1) 事務局は、特定された者と本業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と特定された者の双方で確認の上、本業務の内容を修正又は変更することがある。

(2) 契約条項は後日提示する。

(3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び本業務特記仕様書に従って本業務を実施する。

なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 特定された者が契約に至った後に、契約書に記載する条項に違反したときは、契約担当者は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに特定事業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(5) 特定事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。

10 事務局

兵庫県企業庁総務課経営戦略班 山中・三好

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-4327

F A X 078-362-3925

電子メール kigyosoumu@pref.hyogo.lg.jp